

【参考資料】

1	花きの振興に関する法律	44
2	花き関係予算	47
	(1)花き支援対策	47
	(2)強い農業づくり総合支援交付金	48
	(3)産地生産基盤パワーアップ事業	49
3	次世代施設園芸の取組	50
	(1)次世代施設園芸拠点の概要	50
	(2)次世代施設園芸の取組拡大に向けて	51
	(3)次世代施設園芸の取組拡大に向けて(予算措置)	52
4	スマート農業実証プロジェクト	53
5	都道府県別花き産出額	55

1. 目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現

2. 定義

「花き」: 観賞の用に供される植物

「花き産業」: 花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化

4. 花き産業に対する施策

- 生産者の経営の安定(6条)
- 生産性及び品質の向上の促進(7条)
- 加工及び流通の高度化(8条)
- 鮮度保持の重要性への留意(9条)
- 輸出の促進(10条)
- 種苗法の特例(13条)
- 研究開発の推進(15条)

5. 花き文化に対する施策

- 公共施設における花きの活用の推進等(16条1項)
- いわゆる「花育」の推進(16条2項)
- 日常生活における花きの活用の推進等(16条3項)

6. その他の施策

- 博覧会の開催等(17条)
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰(18条)
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助(19条)
- 花き活用推進会議の設置(20条)

- 農林水産大臣の認定を受けた研究開発事業計画の成果として育成された品種に種苗法の特例を適用。
- 具体的には、耐病性や高温耐性、日持ち性を有する等、国際競争力の強化に資する新品種の育成に対し、出願料及び登録料(1～6年目)を4分の3軽減。

<種苗法の特例措置> (令和4年4月1日以降の出願)

区分	通常	特例措置
出願料	14,000円	3,500円
登録料		
1～6年目	4,500円/年	1,125円/年
7～9年目	4,500円/年	4,500円/年
10～30年	30,000円/年	30,000円/年

研究開発事業計画の認定件数(令和6年4月末現在)
16件

種苗法特例の適用対象となる新品種の育成
(イメージ)



輸出の拡大

灰色かび病に対する抵抗性を持ち、夏場の高温・多湿化でも輸出可能となるスイートピーの新品種



国産シェアの奪還

高温耐性を持ち、夏場の需要期に合わせた安定供給が可能となるキクの新品種

＜国産花きの強みと課題＞

- ・花きの産出額は長らく漸減傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大後の需要の変化により、増加に転換。
- ・高品質な国産花きは国際的にも高い評価。切り花を中心に輸出拡大に期待。
- ・他方、近年の高温による生産の不安定化、国内生産・消費の縮小が課題。

＜施策の方向＞

生産量その他の花き産業の振興の目標(億円)

	R4実績	R12目標
産出額	3,684	4,500
輸出額	91	200
輸入額	594	300

生産

生産基盤の強化

- ・需要に基づく花きの安定生産・安定供給を図るため、需要期に合わせる生産技術や生産基盤の整備が必要
- ・深刻化する温暖化の影響を回避・軽減するための技術・品種開発が必要

流通

消費データの還流

- ・需要に基づく花きの生産を図るため、国内外の需要動向を産地にフィードバックする仕組みが必要

輸出

輸出産地の育成

- ・国際的に高い評価を得ている国産花きの輸出を拡大するため、輸出に取り組む産地の育成を進める必要

文化

世界に誇る花き文化

- ・花きの文化の振興は、国民の心豊かな生活の実現に貢献

需要

需要の変化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降の需要の変化に対応する必要

地球温暖化に対応した生産技術の導入

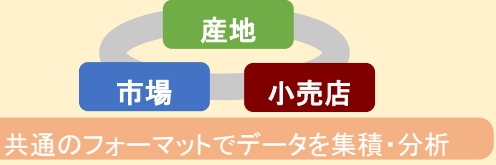
- ・高温障害を回避・軽減する開花調整技術や病虫害対策の導入、高温耐性・日持ち性等の特性を有する新品種開発を推進

生産基盤の整備

- ・生産基盤の維持・強化に資する既存ハウスの流動化や機能強化等を推進
- ・ロボット・データ駆動型農業等のスマート農業技術の開発・導入を推進

花き産業横断的な情報連携

- ・卸売市場や小売業者が有する販売データを基にした需要情報を花き業界関係者が共有し活用する仕組みを構築



輸出の促進

- ・フラッグシップ輸出産地などの輸出対応産地の育成、産地間のリレー出荷の推進、産地における輸出拠点の整備等を推進

輸出対応産地



輸出拠点



花きの文化の振興

- ・花育や日常生活における花きの活用を推進
- ・若年層が関わる花きの新たな文化の創出を推進

公共施設・まちづくりでの活用



花きの需要の増進

- ・消費者と生産者との交流や国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)を契機とした需要の喚起、環境に配慮した花材・資材の利用等による需要の創出を推進

花き支援対策

【令和7年度予算額 728（728）百万円】

<対策のポイント>

物流2024年問題に対応した**花き流通の効率化**、高温下での品質確保に向けた**病害虫被害の軽減**や**需要期に合わせた生産・出荷**などの**産地の課題解決に必要な技術導入**、**需要のある品目への転換や導入**を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、**新たな需要開拓**、**利用拡大に向けたPR活動**等の前向きな取組を支援します。

<事業目標>

花き産出額の増加（3,687億円〔平成29年〕→4,500億円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 花き流通の効率化の取組

物流2024年問題の影響による輸送力不足に対応するため、**標準規格のパレット・台車等の導入**、**受発注データのデジタル化**、その他**効率的な流通体制の確立に資する検討や実証試験の実施等**を支援します。

2. 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組

需要に応じた安定供給や生産性の向上に向けて、**高温下で多発化傾向にある病害虫被害の効果的な防除**、**需要期に合わせた生産・出荷技術**、**生産コストの低減**等に資する**栽培技術の導入に必要な検討会の開催、実証試験の実施等**を支援します。

3. ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組

需要のある品目・品種への転換等に**必要な転換先品目の需要調査、栽培実証、栽培マニュアルの作成等**を支援します。

4. 新たな需要開拓・利用拡大の取組

需要拡大が見込まれるホームユース向けに適した**利用スタイルの提案**、**需要喚起のためのPR活動**や**新規購買層の獲得に向けた販路開拓**、**花き利用の拡大に資する体験活動等**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

流通の効率化	生産体制の強化
	
○パレット・台車等輸送基盤の標準化 ○受発注データ等のデジタル化 ○短茎など効率的な流通規格の導入 ○流通効率化に向けた調査、検討会開催 等	○効果的な病害虫防除技術 ○需要期に出荷するための開花調整技術 ○生産コスト低減や品質向上に資する栽培技術の導入 等
需要のある品目への転換等	新たな需要開拓や利用拡大
	
○需要拡大が見込まれる品目への転換 ○収益性向上が見込まれる品目への転換 ○増産要望のある品目の導入 等	○ホームユース等に適した利用スタイルの提案○サバスク等の新たな販売方法の検討 ○消費拡大に資する情報提供、セミナー開催、園芸体験の実施 等

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕等

＜事業の内容＞

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。
また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

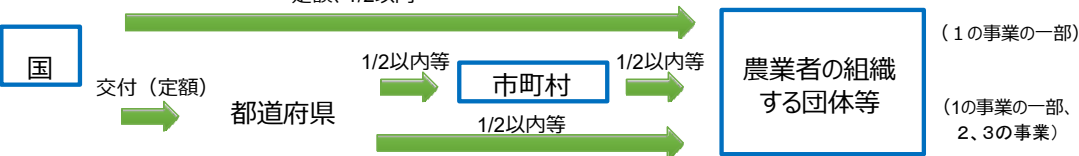
3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
（3の事業） 新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

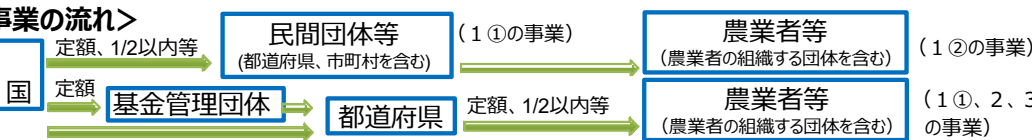
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

特別枠の設定

スマート農業推進枠

施設園芸エネルギー転換枠

持続的畑作確立枠

土地利用型作物種子枠

推進枠の設定・中山間地域の体制整備

施設整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- （1①、2の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- （1②、3①の事業）園芸作物課（03-6744-2113）
- （1②の事業）果樹・茶グループ（03-6744-2117）
- （3②の事業）農業環境対策課（03-3593-6495）